○東温市地域自立支援協議会専門部会設置要領

平成24年8月17日

訓令第22号

（趣旨）

第1条　東温市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）の機能充実と円滑な運営を目的に東温市地域自立支援協議会専門部会（以下「部会」という。）を設置する。

（部会の名称及び所掌事務）

第2条　部会の名称は、次の各号に掲げるとおりとし、当該各号に定める事務を所掌する。

(1)　子ども部会　障害又は発達に心配のある児童及び家族に対する支援等に関すること。

(2)　成人部会　障害者の生活、就労支援等に関すること。

(3)　相談支援部会　相談支援専門員の育成及び資質向上、相談支援体制や地域におけるネットワークの構築に関すること。

(4)　医療的ケア児部会　医療的ケア児の支援に関すること。

(5)　特別専門部会　次のアからウまでに定める事務

ア　子ども部会、成人部会、相談支援部会及び医療的ケア児部会に共通する事項の検討及び調整に関すること。

イ　障害者虐待、差別解消等の権利擁護に係る体制構築、困難事例の検討、調整、啓発等に関すること。

ウ　精神障害のある人の地域移行、地域生活支援等に関すること。

（部会の構成員）

第3条　部会の構成員（以下「部会員」という。）は、部会を構成する組織として協議会の承認を得た関係機関、障害者団体、市関係部署等（以下「承認機関等」という。）の実務担当者、職員等とする。

2　部会員は、承認機関等の中から市民福祉部社会福祉課において選任し、協

議会に報告するものとする。

（任期）

第4条　部会員の任期は2年とし、再任は妨げない。

2　部会員が欠けた場合における補欠部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

（部会長及び副部会長）

第5条　部会に部会長及び副部会長を置く。

2　部会長は部会員の互選により、副部会長は部会長の指名により選任する。

3　部会長は、部会の事務を統括する。

4　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第6条　部会の会議は、必要に応じ、部会長が招集する。

2　部会長は、必要があると認めるときは、会議に部会員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

3　部会長は、部会の意見、提案等をとりまとめ、協議会に報告するものとする。

（秘密の保持）

第7条　部会参加者は、会議等を通じて知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第8条　部会の庶務は、市民福祉部社会福祉課において処理する。

（その他）

第9条　この要領に定めるもののほか、部会の運営等に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附　則

この訓令は、平成24年9月1日から施行する。

附　則（平成31年2月28日訓令第5号）

この訓令は、平成31年3月1日から施行する。

附　則（令和3年2月15日訓令第3号）

この訓令は、令和3年3月1日から施行する。

附　則（令和8年6月26日訓令第15号）

この訓令は、令和8年7月1日から施行する。